

# デジタル化を 先導する

## CCUSへの期待

千葉大学 名誉教授  
芝浦工業大学 客員教授

安藤 正雄



Masao Ando

情けないことに、日本はデジタル敗戦国と言われるほどの後進国になり下がってしまった。コロナ禍によって露呈したことである。しかし、ひそかに誇らしく思うに、建設キャリアアップシステム（CCUS）だけはグローバル基準のデジタル化に限りなく近い。

CCUSの基本的なデータは、カードを保有する技能者の能力・資格と就労実績であり、それぞれには手本となる国の先進的な事例がある。前者の手本の代表は英国であり、後者のそれは韓国である。いずれの国もデジタル化先進国である。

### デジタル化に 先行した韓国（注）

近代的な専門工事業の成立こそ日本に遅れた韓国であるが、重層下請制度がもたらす弊害は早くから問題視されており、一九九〇年代半ばには、日雇いの建設技能者に雇用保険を付与する必要が強く認識されていた。その切り札とされたの

が、技能者の直接雇用である。二〇〇八年、政府は建設産業基本法を改正し、それまで法的に認められていた施工参加者（日本の世話役に相当）制度を廃止し、二次以下の下請を禁止した。一方、就労実績に基づいて雇用保険料を徴収する仕組みを確立するICカードの利用は早くも二〇〇四年に試行が開始され、二〇〇八年時点では既に全国に拡大していた。

当初、雇用保険に着目して構想されたためにこのカードは雇用保険電子カードと呼ばれたが、その利用は更に産業災害保険、健康保険、国民年金のほか退職金共済制度にまで拡大され、社会保障のための包括的基盤を構成するに至っている。

改革が直接雇用の実現を標榜している以上、発注者、元請、下請専門工事業者、技能者にまたがる徴収・支払いのシステムは専門工事業者を中心にシンプルに設計できる。実際にはすべての専門工事業者が適用の認定業者となっていない等の理由で、元請が事業者負担分の全

額を前払いとし、また技能者負担分は専門工事業者が源泉徴収してその全額を保険公団に支払うことが多いという。

技能者のICカードから取得したデータは専門工事業者が保険公団に送信し、技能者本人はインターネットを介して保険公団にアクセスし、自分の加入状況を確認することができる。こうしたことを可能にするのは、法定福利費の別枠明示の義務化等の措置が同時に講じられているからである。また、このような包括的なシステムに何より欠かせないのは、国民一人ひとりが背負うID番号の存在であることは言うまでもない。

法改正後も施工参加者が一掃されたわけではないし、また適用対象工事の範囲、公的ICカードの普及も限られているため、建設技能者のために盤石の社会保障インフラが実現されたということでもない。とは言え、短時日の間に理想とするビジョンを打ち上げ、かくも先進的な制度とデジタル化社会を実現し

たことは瞠目すべき事実である。この改革を牽引した韓国建設産業研究院の沈揆範氏は二〇一一年、（一社）日本建築学会の招きで来日するなど、日本の研究者やゼネコンの専門家との交流も深い。当時少壮の研究者であった沈氏たちをこのように動機づけ、その情熱に国家の大事を委ねた韓国社会の度量は羨ましいというほかない。

### CCUSのデータ 連携拡張への期待

CCUSは社会保険加入の徹底を念頭に置いているが、就労実績の電子データの利用に関しては建退共の退職金管理と統合する可能性が示唆されているだけで、現時点では他の社会保険システムとの包括的な連携を図る方針は公表されていない。しかし、マイナンバーとの連携が報じられたことから、CCUS推進者の構想から将来の拡張が除外されているはずはないと私は信ずる。

CCUSを推進しても一人親方・偽装下請の問題は排除できず、社会保険加入の障碍となると言う人がいる。しかし、法人・個人の納税者番号が浸透している国々ではこのような懸念は希薄である。折しも、二〇二三年にはインボイス制度が導入されるという。仕入れ時に既に支払われた消費税額（付加価値税額と言う方が理解しやすい）を控除する方法は、取引の都度税額を確定徴収する欧米並みの制度への改革だと私は理解した。取引に際し法人・個人に固有の納税者番号が特定できるという仕組みがあれば、別枠明示された社会保険原資の負担・支払いの弁別は、消費税・付加価値税を弁別することと同じロジックで対処できるはずである。

現今は国を挙げてデジタル化社会の実現を目指そうとする千載一遇の機会だが、どのような社会システムが希求されているのか、その全体像が見えずもどかしい。基底となるべきは固有不変のIDとしてのマ

イナンバー、社会保険番号、納税者番号等の連携である。その上に、ロバストで効率的なデジタル化社会システムをいかに構築するかという具体的なビジョンが欲しい。これは統計制度も含む多くの既存の制度の見直しにかかわるため、生易しいことではない。しかし、未来志向の包括的ビジョンを打ち立てる能力、それを迅速に実行に移す能力こそが、まさしく今、日本の社会に問われていることではないか。

一方、デジタル化で先行するCCUSに求められる課題もある。それは、CCUSの機能やデータを孤立させることのないように、国策としてのデジタル化社会の行方を絶えず注視し、そこにCCUSを接続し、組み込んでいく努力を継続することである。この運動を真摯に導いてきた関係者のこれまでの努力がより大きな実を結ぶことを切に願う次第である。

（注）蟹澤宏剛・安藤正雄・秋山哲一・三瓶真・韓国「建設産業基本法」に関する研究、第二七回建築生産シンポジウム論文集（日本建築学会）、二〇一二年七月